

給付型奨学金

大学・短期大学・専修学校専門課程への進学予定者用  
 高等専門学校4年生への進級予定者用

給付奨学金を希望する皆さんへ

予約

ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp/>



日本学生支援機構とみなさんとの連絡は学校を通じて行われますが、ホームページにおいても情報を提供していますので、活用してください。



目次

- 第1部 日本学生支援機構の給付奨学金制度 ..... 3
  - 1 給付奨学金の概要 ..... 3
  - 2 申込資格と基準 ..... 4
  - 3 採用候補者の決定・給付奨学生の採用 ..... 5
  - 4 奨学金の交付から終了まで ..... 5
  - 5 給付奨学金に関する Q&A ..... 7
- 第2部 申込手順と提出書類 ..... 8
  - 1 給付奨学金の申込み等の手順 ..... 8
  - 2 住民税非課税世帯に関する証明書类等 ..... 9
  - 3 スカラネットによる申込みについて ..... 10
- 「給付奨学金確認書（申込書）」記入例 ..... 12
- 「給付奨学金確認書（申込書）」（様式） ..... 13
- ご確認ください（申込み前のチェックリスト） ..... 15



## 知っておいてほしいポイント

1. 機構の給付奨学金は国費を財源として、優秀な学生で経済的に修学困難な学生の進学を後押しするため、返還義務のない奨学金を交付するものです。給付奨学金の交付を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。
2. 奨学金の交付開始後も適格認定（6ページ参照）があり、学業不振等の場合には交付を打ち切ることがあります。また、学業成績が著しく不振の場合や給付奨学生として相応しくない行為があった場合には、交付済みの奨学金について返還していただくことがあります。
3. お申込みの窓口は、在籍する高等学校等（又は出身校）です。採用候補者の採否の結果も、在籍する高等学校等（又は出身校）を通じてお渡します。
4. 予約採用により採用候補者に決定しても、まだ給付奨学生になったわけではありません。大学等に進学後、所定の手続きを行ってはじめて正式に給付奨学生として採用されます。（5ページ参照）
5. 奨学金は進学後に振り込まれます。進学前に必要となる「入学金」などに利用することはできません。
6. 進学先の学校によっては、機構の奨学金を取り扱っていない場合があります。（4ページ参照）

## 給付奨学金に関する手続き

申込み

### 申込み

高等学校等から必要書類を受け取り、提出期限等を確認します。  
必要書類を高等学校等に提出し、インターネットで手続きをします。  
(機構は、高等学校等からの推薦により、審査・採用候補者決定を行います。)

### 採用候補者決定（選考結果の通知）

採用候補者となった人には、高等学校等を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

### 進学

・「採用候補者決定通知」・「進学届」の提出  
進学先の大学等に「採用候補者決定通知」を提出すると、進学届提出用のパスワードが交付されますので、インターネットで「進学届」を提出します。

### 採用

給付奨学生となった人には、在籍する大学等を通じて「給付奨学生証」等が交付されますので、在籍する大学等に「誓約書」を提出します。 → 奨学金の振込開始

### 奨学金交付中

継続して交付を受けるため、在学中も手続きが必要になります。  
・在籍確認（毎年7月・10月）  
・「給付奨学金継続願」の提出（毎年12月～2月頃）⇒ 給付奨学生としての適格性の審査（適格認定）

### 交付終了（卒業）

採用候補者

給付奨学生

## 【本冊子の用語】

機構	日本学生支援機構	給付奨学生	給付奨学金を受けることが決定した人
高等学校等	高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）		
大学等	大学（学部）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）		
貸与型奨学金	機構が実施する奨学金の1つで、返還が必要な奨学金。第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）、入学時特別増額貸与奨学金（有利子）がある。		
採用候補者	予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人。（正式には「奨学生採用候補者」。）		
高卒認定試験合格者等	高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の（科目）合格者、出願者		
社会的養護を必要とする人	18歳時点で児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（平成29年4月～「児童心理治療施設」に改称）、自立援助ホームに入所している人若しくは入所していた人、又は、18歳時点で里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されている人若しくは養育されていた人		
※高等専門学校3年生の人は、「高等学校等」を「高等専門学校」、「生徒」を「学生」、「大学等」を「高等専門学校4年生」、「進学」を「4年生に進級」と適宜読み替えてください。			

#### (1) 制度の趣旨

高等学校等において優れた生徒であって、大学等への進学目的及び意志が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とするものです。

#### (2) 給付方法・給付期間

給付方法	進学後、原則として毎月1回、本人名義の口座に振込み（注1）
給付期間	平成30年4月分から卒業する（修業年限の終期）まで

毎年給付奨学生としての資格があるかを審査し、その結果によっては次年度の交付を見送る場合や、交付済みの奨学金の返還を求める場合があります。（適格認定、6ページ参照）

#### (3) 給付金額

##### ① 月額

次の表のとおり、進学先学校の設置者（国立、公立、私立）・通学形態（自宅通学、自宅外通学）により決まります。（社会的養護を必要とする人は、「自宅外通学」の月額が適用されます）

進学先	国立（注2）		公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 高等専門学校(4年生) 専修学校（専門課程）	2万円	3万円	2万円	3万円	3万円	4万円

##### (注1)

通信教育課程に進学する人は、(3)給付金額①月額の下段の表を参照してください。

##### (注2)

進学した国立の大学等で授業料の全額免除を受ける人は、給付金額が減額されます（自宅外通学：3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円）。なお、減額に係る手続きは不要です。（他の奨学金・支援制度との併用、4ページ参照）

通信教育課程に進学する人については次の表のとおりです。

受講の形態	対象・資格	給付期間（回数）	給付額	
夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業を受ける年度について1回	年額5万円	
放送大学	全科履修生で面接授業を受ける人			
通年スクーリング	通年の面接授業を受ける人	面接授業を受ける期間について月額	自宅	自宅外
			3万円	4万円

##### ② 一時金

「社会的養護を必要とする人」は、一時金として入学時に別途24万円の交付を受けることができます。（一時金は、振込開始月に上乗せして振り込まれます。進学前には振り込まれません。）

# 1 給付奨学金の概要

## (4) 給付奨学金の対象校

給付奨学金の対象となる大学等は次の表のとおりです。ただし、正規の学生である場合に限り、(「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です)。

(表中記号の意味) …○：給付対象 ×：給付対象外 △：給付対象か否かが学科等により異なる

学校種別・課程		給付採用
大学 短期大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学	△(注1)
	専攻科・別科・付属施設	△(注2)
専修学校	専門課程	△(注3)
	通信教育課程	△(注1)
	高等課程・一般課程 【例】准看護課程(学科)等	×
高等専門学校4・5年生		○
その他の学校(予備校・語学学校・職業訓練校等※)、海外の大学等(海外大学日本校含む) 【※】自治医科大学(医学部)、防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、国立看護大学校、職業能力開発大学校(学校名は自治体による)、水産大学校等		×

### (注1)

夏季・冬季スクーリング又は通年スクーリングを受ける人が対象となります。また、放送大学は全科履修生で面接授業を受ける人が対象となります。(給付金額、3ページ)

### (注2)

貸与型奨学金の対象課程であれば、給付奨学金も対象となります。(専攻科は本科から継続して交付を受ける場合に限りです)

### (注3)

進学予定先の学科が機構の貸与型奨学金の対象課程であれば、給付奨学金も対象となります。専修学校の貸与対象学科は本機構ホームページに一覧表を掲載しています。

## (5) 他の奨学金・支援制度との併用

日本学生支援機構の貸与型奨学金	国立の大学等における授業料減免	その他の奨学金・支援制度
以下のいずれも併用可能です。申込み方法等は別冊子(「平成30年度入学者用奨学金案内(国内予約用)」)を確認してください。 ・第一種奨学金(無利子) ・第二種奨学金(有利子) ・入学時特別増額貸与奨学金(有利子)	国立の大学等の授業料の全額免除を受ける場合には、交付金額が減額されます。 ・自宅外通学：3万円→2万円 ・自宅通学：2万円→0円  ※国立の大学等の授業料の一部免除及び入学金免除、公立・私立の大学等の授業料等減免を受けても、交付金額は減額されません。	その他の奨学金・支援制度との併用も可能です。  ※実施主体によっては、機構の奨学金との併用を制限している場合があります。

# 2 申込資格と基準

## (1) 申込資格

平成30年度に大学等へ進学する希望を持っている人(注4)で優れた資質・能力を有し、以下のいずれかに該当する人が申し込みます。

住民税非課税世帯

又は

社会的養護を必要とする人

### 【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は次の表のとおり申込資格に制限があります。在留資格の記載がある書類を在籍する高等学校等(又は出身校)へ提示の上、申込資格を満たしているか確認してください。

申込資格	在留資格(注5)
あり	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(注6)
なし	1 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
	2 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習
	3 文化活動、短期滞在
	4 留学、研修、家族滞在
	5 特定活動

### (注4)

次の①～③のいずれかに該当する必要があります。ただし、過去に大学等へ入学したことがある場合、申込資格はありません。

- 平成30年3月末に高等学校等を卒業予定の人
- 高等学校等を卒業後2年以内の人
- 高卒認定試験合格者で合格後2年以内の人または合格する見込みの人

### (注5)

在留資格は「出入国管理及び難民認定法」によるものです。

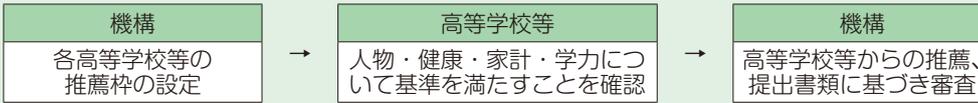
### (注6)

「定住者」は、将来永住する意思のある人に限り申込資格があります。

## 2 申込資格と基準

### (2) 基準

【推薦～審査の流れ】



#### ① 家計基準

家計支持者が住民税非課税 又は 社会的養護を必要とする人

家計支持者…父母。同一世帯に父母いずれもいないときは、代わって家計を支えている人（9ページ参照）

なお、社会的養護を必要とする人は、家計支持者が住民税非課税であることを必要としません。

#### ② 学力・資質基準

次のア又はイのいずれかに該当し、進学目的及び意思が明確な給付奨学生として相応しい人を、高等学校等が定める基準（注1）に基づき学校長が推薦します。

ただし、「社会的養護を必要とする人」は、次のウのいずれかに該当するとして、各高等学校等の学校長から推薦される人も学力・資質基準を満たすものとします。

社会的養護を必要とする人以外の対象者	社会的養護を必要とする人
<p><b>ア</b> 十分に満足できる高い学習成績を収めており、進学後も特に優れた学習成績を収める見込みがあること</p> <p><b>イ</b> 教科外の活動が特に優れ、かつ、概ね満足できる学習成績を収めており、進学後に特に優れた学習成績を収める見込みがあること</p>	<p><b>ウ</b> 次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること</li> <li>・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること</li> </ul>

#### ③ 人物・健康基準

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあり、修学に十分耐え得るものと認められる。

左記の基準を満たす人のうち各高等学校等から推薦を受けた人が給付奨学生の推薦基準を満たす人として採用候補者に推薦されます。

各高等学校等から推薦できる人数は決まっているため、各高等学校等での推薦手続きをよく確認してください。

#### （注1）

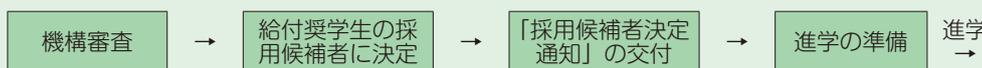
機構が高等学校等に示すガイドラインを参考に、各高等学校等において推薦基準を定めます。

高卒認定試験合格者等は、高等学校等からの推薦に代わり、合格した科目の評価等に基づき機構で審査します。

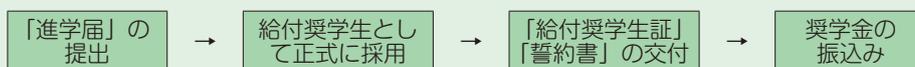
## 3 採用候補者の決定・給付奨学生の採用

### 採用候補者の決定から給付奨学生の採用まで

【進学前（高等学校等在学中）】



【大学等進学後】



進学後、期限内に「進学届」を提出しなければ給付奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。また、採用後、「誓約書」に署名・押印の上、期限までに提出しなかった場合は採用が取り消されます。

## 4 奨学金の交付から終了まで

### (1) 口座振込による交付

奨学金は原則毎月、給付奨学生本人名義の口座に振り込んで交付します。利用できる金融機関及び口座は次の表のとおりです。

【奨学金振込口座】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、新生銀行、ネットバンク（あおぞら銀行・セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

機構の貸与型奨学金を併用する場合、振込口座は原則として貸与型奨学金と同一口座になります。

## 4 奨学金の交付から終了まで

### (2) 振込開始時期

振込開始時期は「進学届」提出時期により異なります（振込開始月に4月分から当月分までの奨学金がまとめて振り込まれます）。

#### 【入学金の貸与が必要な人】

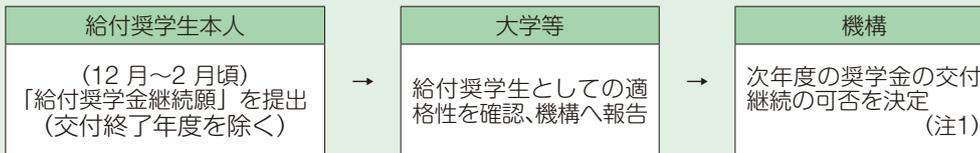
機構が実施する「入学時特別増額貸与奨学金」の他、国や都道府県が実施する支援制度として、次の制度がありますので、併せて利用をご検討ください。

入学時特別増額貸与奨学金 (日本学生支援機構)	労働金庫(ろうきん) 入学時必要資金融資制度	生活福祉資金 (都道府県社会福祉協議会)	母子父子寡婦福祉資金貸付金 (都道府県等)
※進学後の振込みです ・低所得世帯を対象 ・有利子 ・10万円、20万円、30万円、40万円、50万円より選択 [問合せ先]在籍する高等学校等又は出身校	※進学前の振込みです ・左記の入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者 ・有利子 ・入学時特別増額貸与奨学金申込時に選択した金額(10~50万円)で選択した金額 [問合せ先]労働金庫(ろうきん)	※進学前の振込みです ・非課税世帯相当を対象 ・無利子 ・入学金相当(50万円以内) [問合せ先]お住まいの市区町村の社会福祉協議会	※進学前の振込みです ・母子・父子家庭等を対象 ・無利子 ・入学に際し必要な経費(37万円~59万円以内) [問合せ先]お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局

### (3) 適格認定

給付奨学生に採用された後も、給付奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。そのため、毎年度学力等について給付奨学生としての適格性を審査し、翌年度の奨学金交付の可否等を決定します。

#### 【適格認定の流れ】



※ 交付が終了する年度は「給付奨学金継続願」の提出は不要ですが、大学等による適格認定は行われます。

※ 「給付奨学金継続願」の提出を受けての適格認定のみならず、年間を通じて、給付奨学生としての適格性を審査します。

### (4) 在籍確認(7月・10月)

給付奨学生が進学先の大学等に在籍していることを確認するため、インターネットを通じて定期的に在籍状況について報告を求める予定です。

定められた期限までに報告がないときは、奨学金の交付が止まります。

### (5) 交付の終了

次の事由により、奨学金の交付が終了します。

- ①満期：予定していた期間の交付が完了したとき。
- ②辞退：奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
- ③退学：大学等を退学したとき。
- ④廃止：成績不振・学校処分等により給付奨学生として適格でないと認定されたとき。
- ⑤死亡：給付奨学生本人が死亡したとき。

### (6) 給付奨学金の返還

学業成績が著しく不振、停学等の学校処分等により交付が打ち切られた場合、交付済みの奨学金について返還を求める場合があります。

返還の方法は基本的に貸与型奨学金の例にならうものとしませんが、返還の方法等を定めた書類を提出する必要があります。

進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。

#### 【注1】

次の場合等は奨学金の交付を廃止(打ち切り)又は一定期間停止とする他、交付済み奨学金の返還を求めることがあります。

- ・学業成績が著しく不振の場合
- ・停学等の学校処分を受けた場合
- ・経済状況の回復が見られる場合(返還は求めません)

虚偽の申告等により、奨学金を不正に受給した場合は、不正受給となる額の返還を求めます。

返還となった場合の返還月額や返還期間の例は、次のページの「給付奨学金に関するQ&A」を参照してください。

## 5 給付奨学金に関するQ & A (平成30年度進学者用)

### (1) 申込み

① 給付奨学金だけではなく、第一種奨学金も借りたい。両方申し込むことはできますか。

⇒ 申し込むことができます。申込み方法等は在籍する高等学校等（又は出身校）に確認してください。

第一種奨学金だけでなく、第二種奨学金や入学時特別増額貸与奨学金も申込み可能です。

ただし、給付奨学金以外は、全て返還が必要な貸与型奨学金であるため、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額に申し込むようにしてください。

[参考ページ・資料](#) 4ページ、『平成30年度入学者用 奨学金案内（国内予約用）』

② 平成29年度の「住民税（非）課税証明書」を申請しましたが、発行されませんでした。平成28年度のものでもいいですか。

⇒ お住まいの市区町村によって時期は異なりますが、おおむね平成29年6月1日以降に平成29年度の「住民税（非）課税証明書」が取得可能になります。

お住まいの区市役所・町村役場に取得可能となる時期を確認の上、必ず「平成29年度」の証明書を取得してください。

[参考ページ](#) 9ページ

③ どのくらいの成績なら基準を満たしますか。

⇒ 高等学校等が定める推薦基準に沿って、高等学校等が給付奨学生に相応しい人を推薦することとしています。推薦基準については、在籍する高等学校等（又は出身校）に確認してください。

なお、高等学校等において推薦基準を定めるため、ガイドラインを機構より高等学校等にお知らせしていますので、そちらも参考にしてください。

[参考ページ](#) 5ページ

### (2) 採用候補者決定～進学後

① 給付奨学生のみ申込みましたが、やはり貸与型奨学金も借りたい。申し込めますか。

⇒ 第二種奨学金については、時期により、申し込むことができる場合がありますので、在籍する高等学校等（又は出身校）に確認してください。

第一種奨学金を希望する場合は、進学後の大学等で、入学後すぐに募集がありますので、その際に申し込んでください。

[参考資料](#) 『平成30年度入学者用 奨学金案内（国内予約用）』

② 「国立・自宅」を希望していますが、「私立・自宅外」となった場合、手続きが必要ですか。

⇒ 進学後に手続きをする「進学届」の提出で、進学先の設置者（国立、公立、私立）及び通学形態（自宅通学、自宅外通学）を改めて確認するため、進学前の手続きは不要です。

交付開始後に変更となった場合は、給付月額が変わりますので、在籍する学校等を通して申請する必要があります。

[参考ページ](#) 5ページ

③ 成績が著しく不振の場合、奨学金を打ち切り、返還を求める場合もあるとありますが、どの程度の成績不振の場合に打ち切りになってしまうのでしょうか。

⇒ 学業成績の不振による留年や、停学等の学校処分を受けた場合等に、奨学金の給付を一定期間停止又は廃止（打ち切り）とすることがあります。

給付奨学生として採用されたら、給付奨学生としての自覚を持ってしっかり勉学に励みましょう。

[参考ページ](#) 6ページ

**【参考】**（返還となった場合）返還月額、返還期間の例

給付月額	返還額 (12月分)	返還月額	返還期間
20,000円	240,000円	3,333円	72ヶ月(6年)
30,000円	360,000円	3,333円	108ヶ月(9年)
40,000円	480,000円	4,444円	108ヶ月(9年)

※ 端数は最終回で調整します。

#### (1) 申込期限・提出期限の確認

在籍する高等学校等（又は出身校）に、提出期限とスカラネットによる申込期限を確認してください。

締切りは学校によって異なりますので、募集時期を逃さないよう注意してください。

#### (2) 申込内容の確認

本冊子を読み、奨学金の給付金額や申込資格等を確認してください。

・ 給付金額	3 ページ掲載	・ 申込資格と基準	4 ページ掲載
--------	---------	-----------	---------

#### (3) 申込書類の用意とスカラネット入力下書き用紙の提出

申込に必要な書類をととのえ、スカラネット入力下書き用紙を作成し、決められた期限までに高等学校等へ提出してください。

「住民税（非）課税証明書」は個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを用意してください。

① 「給付奨学金確認書（申込書）」	【12～14ページ参照】
② 「平成29年度住民税（非）課税証明書」 または 「児童養護施設在籍証明書」等	【9ページ参照】
③ 「スカラネット入力下書き用紙」（注1）	【10～11ページ参照】

#### (注1)

この冊子には同封されていません。一緒にお渡しする「平成30年度入学用 奨学金案内（国内予約用）」（貸与型奨学金案内）に同封されていますので、そちらを確認してください。

給付奨学金のみ希望する（貸与型奨学金を希望しない）場合は「(4) スカラネットによる申込入力」が不要のため、「スカラネット入力下書き用紙」の作成は不要です。

#### (4) スカラネットによる申込入力

在籍する高等学校等（又は出身校）に書類を提出した後、申込に必要な、「識別番号（ユーザID・パスワード）」とともに「スカラネット入力下書き用紙」等が返却されます。決められた期限までに、インターネットの奨学金申込専用ホームページ（<https://www.sas.jasso.go.jp/>）にアクセスして入力します。

詳しくは「3 スカラネットによる申込について」（10ページ）を確認してください。

#### (5) 申込書類の提出

申込入力完了後にパソコンに表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」等に写し、再度、申込書類を在籍する高等学校等（又は出身校）へ提出します。



#### 【証明書類の貼り付け方】

前記の(3)にある①～②の順番で書類を重ね、上部2か所をホチキス留めしてください。（「スカラネット入力下書き用紙」はホチキス止めせず、申込書類と重ねて提出してください）

証明書類は「給付奨学金確認書（申込書）」の向きに合わせて、はみ出さないように調整願います。

#### (6) 申込手続き完了

## 2 住民税非課税世帯に関する証明書类等

### (1) 家計支持者について

住民税非課税世帯に関する証明書類が必要な人（家計支持者）は、本人（申込者）と同一世帯の父母です。

同一世帯の父母がない場合は、本人（申込者）の生計を支えている人の住民税非課税世帯に関する証明書類が必要です。（注1～3）

### (2) 住民税非課税世帯等に関する証明書類について

① 家計支持者が住民税非課税または生活保護受給中の人（②に該当する人を除く）

対象	証明書類（すべてコピー可）
家計支持者（2人いる場合は2人とともに）が住民税非課税	平成29年度住民税（非）課税証明書（注4～5）
家計支持者が生活保護受給中	平成29年度住民税（非）課税証明書 又は、生活保護受給証明書（直近3か月以内に発行されたもの）（注6～8）

② 社会的養護を必要とする人

対象	証明書類（すべてコピー可）
児童養護施設等入所者 里親の養育を受けている人	施設等在籍証明書 又は 児童（里親）委託証明書（注9～10）

### (3) 住民税（非）課税証明書を取得する際の注意点

① 役場に「住民税（非）課税証明書」という名前の証明書が見当たりません。

⇒ 「住民税（非）課税証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。市区町村民税の「所得割額」が記載された証明書を取得してください。  
（例）「所得証明書」、「課税証明書」等

② 何年度と書いてある証明書を取得すればよいのでしょうか。

⇒ 「平成29年度（平成28年分）」の住民税（非）課税証明書を取得してください。  
なお、「平成28年度（平成27年分）」の証明書では認められません。

③ 市（区町村）民税所得割額の欄が空白や「\*」となっていますが、非課税ということですか。

⇒ 市区町村民税所得割額が「0円」であることを確認できる証明書を取得してください。（下図参照）  
「所得割額」の欄が空白や「\*」となっている証明書では認められません。（注11）

【住民税（非）課税証明書の例】（市区町村によって、様式は異なります。）

**市民税・県民税（所得・課税）証明書（例）** 税第 12345 号

住所 東京都新宿区1-2-3  
氏名 奨学 一郎

年度	市所得割額	¥0	県所得割額	¥0	年税額	0円*
平成29年度	県所得割額	¥0	県均等割額	¥0	¥0	

所得控除の内訳	
社保控除額	¥0
生保控除額	¥0
地保控除額	¥0
配偶者控除	¥0
扶養控除	¥0
基礎控除額	¥0

扶養		扶 障		本 人	
本人	特定	同居	老人	年少	その他
	1			1	

給与収入金額 ¥0

※ 以下 余 白 ※

上記のとおり相違ないことを証明します。  
平成29年 6 月 〇 日

〇〇〇長

左図、市民税・県民税（所得・課税）証明書（例）のように「市所得割額」があり、「0円」であることが確認できる書類を取得してください。

（注1）

父母には養父母・岳父母を含みます。

（注2）

死亡、離婚を前提とした別居、DVIによる避難に該当する場合は、本人と同居していない父母は「いない」扱いになります。

（注3）

単身赴任（海外含む）している場合も同一世帯に含まれます。

（注4）

家計支持者が2人いる場合は2人とも提出してください。

（注5）

市区町村民税の所得割額が非課税（0円）であることを確認できるものををご用意ください。

（注6）

家計支持者の氏名が記載されているものを提出してください。

（注7）

発効日の記載の無いものは認められません。

（注8）

生活保護決定（変更）通知書等も、3か月以内の保護費に係るものであれば認めます。

（注9）

親権者から同意を得られない場合には、他に必要書類があります。在籍する高等学校等（又は出身校）へご確認ください。

（注10）

既に施設等を退所した人又は里親等の養育から離れた人は、18歳時点で施設等に入所又は里親等の養育を受けていたことを証明する書類を提出してください。

（注11）

課税のために必要な資料を提出していないことが考えられますので、お住まいの区市役所・町村役場にお問合せの上、所定の手続きをとってください。

### 3 スカラネットによる申込みについて

給付奨学金と貸与型奨学金の併用を希望する人は、パソコンを使用して奨学金の申込み手続きが必要です。ここでは、その作業について説明します。

なお、給付奨学金のみ希望する人は、パソコンによる奨学金の申込み手続きは不要ですので、後述の「給付奨学金のみ希望する人へ」を確認してください。

#### 最初に確認すること

- ・本冊子と一緒に配付する「平成30年度入学者用 奨学金案内（国内予約用）」（貸与型奨学金案内）は持っていますか？  
⇒もし、捨ててしまった、紛失してしまったという場合は、必ず学校に申し出てもう一度受け取ってください。（これから説明する申込み手続きに必要なになります）

#### スカラネットによる申込み…

奨学金の申込みを行うには、インターネットを使用して機構の奨学金申込専用ホームページにアクセス（接続）し、申込情報を入力する必要があります。（これを「スカラネットによる申込み」といいます）

スカラネットによる申込み方法等の詳細は、本冊子と一緒に配付する「**平成30年度入学者用 奨学金案内（国内予約用）**」に掲載していますので、そちらをご確認ください。（在籍する高等学校等（又は出身校）に提出する「スカラネット下書き用紙」もそちらに同封しています）

スカラネット用ホームページアドレス（URL） <http://www.sas.jasso.go.jp/>  
受付時間8：00～25：00（24：00～25：00は翌日の受付扱い）  
※最終締切日の受付時間は8：00～24：00となります。

#### スカラネットにより給付奨学金に申し込む際の注意事項

- ・スカラネットにより申し込む（入力する）前に、「平成30年度入学者用 奨学金案内（国内予約用）」の36～39ページをよく確認のうえ、間違いのないよう「スカラネット入力下書き用紙」を作成してください。
- ・「スカラネット入力下書き用紙」を作成したら、スカラネットにより申し込む（入力する）前に、在籍する高等学校等（又は出身校）に提出し、学校で間違いがないかを確認します。間違いがあった場合は、学校からの指示に従って修正してください。
- ・給付奨学金と貸与型奨学金は、スカラネットにより同時に申込み（入力）をしてください（貸与型奨学金を複数種類申し込む場合であっても同様です）。
- ・給付型奨学金、貸与型奨学金ともに、スカラネットによる申込みだけでは、奨学金に申し込んだことにはなりません。別途、奨学金の申込みに必要な書類を用意し、在籍する高等学校等（又は出身校）に提出してください。

#### 給付奨学金のみ希望する人へ（貸与型奨学金を希望しない場合）

給付奨学金のみ希望する人（貸与型奨学金を希望しない人）は、スカラネットによる申込みは不要です。8ページに記載の申込書類をととのえて、在籍する高等学校等（又は出身校）に提出します（「スカラネット入力下書き用紙」の作成・提出は不要です）。申込書類を提出する際には、必ず、給付奨学金のみ希望することを在籍する高等学校等（又は出身校）に申し出てください。

# スカラネットによる入力について

## 解説欄の項目の意味

**貸与型に関する項目**：貸与型奨学金の申込みに必要な項目です。入力にあたっての注意事項は、「平成30年度入学者用奨学金案内（国内予約用）」を確認してください。

**給付型に関する項目**：給付奨学金の申込みに必要な項目です。忘れずに入力してください。

### A－日本学生支援機構奨学金の案内

(省略)

#### B－誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

私は貴機構奨学金の申込みにあたり、署名・押印のうえ必要な証明書類を添付した確認書を、学校に提出しました。

以下の申込み記載事項については正しく記入し、奨学生として採用されたときは、定められた期限までに「返還誓約書」を提出することを誓約します。

### C－奨学金申込情報

1. あなたの希望する奨学金を1つ選択してください。

(a) 第一種奨学金予約または第二種奨学金予約のどちらかを希望する人のみ記入してください。

(1)～(3) (省略)

(b) 併用貸与を希望する人のみ記入してください。

※併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に受けることです。

(4)～(7) (省略)

2～3 (省略)

4. 入学時特別増額貸与奨学金を希望する人のみ答えてください。

(1) あなたは入学時特別増額貸与奨学金を希望しますか。

(1)  はい  いいえ

(2) (省略)

5. (省略)

6. 給付型奨学金を希望する人は次のことに答えてください。

(1) あなたは給付型奨学金を希望しますか。

(1)  はい  いいえ

(2) 「はい」と答えた人は、あてはまるものを選択してください。

(2)  社会的養護を必要とする人ではない (他の6項目に該当しない)

児童養護施設入所者等

児童自立支援施設入所者等

児童心理治療施設入所者等

自立援助ホーム入所者等

里親家庭で養育されている(いた)人  ファミリーホームで養育されている(いた)人

D－あなたの個人情報 (省略)

E－あなたの在学情報 (省略)

F－あなたの履歴情報 (省略)

G－保証制度 (省略)

### H－あなたの家族情報

1～2 (省略)

3. あなたの家族について記入してください。

(1) 主として家計を支えている人 (父母のいずれか、父母がいない場合は代わって家計を支えている人)

(a) あなたとの続柄

(b) その氏名

(c) その生年月日

(d) 職業 (該当する項目をすべて選択してください。)

(e) 1年間の所得金額 (複数の収入がある場合は、1)、2) 別に) を記入してください。

(f) 住民税非課税 (市区町村民税の所得割額が「0円」) ですか。 (f)  はい  いいえ

I－特記情報

J－家庭事情情報

K－奨学金振込口座情報

## 解説欄

**B－誓約欄**：**貸与型に関する項目**

内容をよく確認し、氏名等を入力します。

**C－奨学金申込情報1～5**：**貸与型に関する項目**

1. 給付奨学金と併せて希望する貸与型奨学金の種類を選択します。

(a) 「給付奨学金＋第一種奨学金」又は「給付奨学金＋第二種奨学金」を希望する人は(1)～(3)から選択します。

(b) 「給付奨学金＋第一種奨学金＋第二種奨学金」を希望する人は(4)～(7)から選択します。

4. (1) 入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は「はい」を選択します。

**C－奨学金申込情報6**：**給付型に関する項目**

(1) 給付奨学金を希望する人は、全員「はい」を選択します。

(2) 社会的養護を必要とする人は、あてはまる施設又は養育者を選択します。

※「情緒障害児短期治療施設」は平成29年4月に「児童心理治療施設」に改称

住民税非課税世帯の人 (社会的養護を必要とする人以外) は、「社会的養護を必要とする人ではない (他の6項目に該当しない)」を選択します。

**D・E**：**給付型に関する項目** **貸与型に関する項目**

**F・G**：**貸与型に関する項目**

**H－あなたの家族情報**：**給付型に関する項目** **貸与型に関する項目**

3. (1) 社会的養護を必要とする人は、(a)～(f)の設問に以下のとおり入力します。

(a) 「その他」を選択

(b) 申込者本人の氏名を入力

(c) 申込者本人の生年月日を入力

(d) 「無職」を選択

(e) 「0」を記入

(f) 「はい」を選択

(f) 給付奨学金を希望する人は、全員「はい」を選択します。

**I～K**：**給付型に関する項目** **貸与型に関する項目**

給付奨学金確認書（申込書）

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の給付を受けるにあたり、インターネットによる奨学金申込の入力内容及び平成 30 年度進学予定者用給付奨学金案内に記載の内容を確認し、機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、本確認書（申込書）を提出します。

私は、奨学金の交付を受けている間、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振が著しい場合や性行不良が認められた場合においては、諸規程の定めにより機構から奨学金の交付が一定期間停止されるか又は廃止され（打ち切られ）、成績不振や性行不良の程度によっては、前回の審査からそれまで交付された奨学金（当年度分）を返還しなければならないことを承知しているとともに、機構から返還請求を受けたときは、諸規程の定めに従い返還することを承知しています。また、適格性の審査は経済状況等についても行われ、機構が定める要件に該当する場合は、奨学金の交付が一定期間停止される又は廃止される場合があることも承知しています。

平成 29 年 6 月 15 日

受付番号 11000100 - 100 - 00010

※受付番号はスカラネットによる申込入力終了後に発行される番号です。必ず記入してください。

本人	高等学校等名		学科	学年	組	出席番号	
	日本学生機構大学		普通	3	1	6	
	フリガナ ショウガク マナブ		生年月日	平成11年11月18日	性別	(男) ・ 女	
	氏名	奨学 まなぶ	〒	123-4567	電話番号	047(000)0000	
住所	千葉県松戸市 1-1-92						

本人が未成年者(20歳未満)の場合は必ず記入してください

親権者（親権者とは、民法で定める親権者のことで通常は両親（いすれかがいないときは一人）が上記本人の奨学金申込に同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。

親権者又は未成年後見人	本人との続柄	父	氏名	奨学 優	生年月日	昭和 平成 45年 5月 3日
	住所	(〒 123-4567) 千葉県松戸市 1-1-92			電話番号	(自宅) 047(000)0000 (携帯) 080(000)0000
	本人との続柄	母	氏名	奨学 和美	生年月日	昭和 平成 48年 2月 11日
	住所	(〒 123-4567) 千葉県松戸市 1-1-92			電話番号	(自宅) 047(000)0000 (携帯) 080(000)0000

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

《(署名を間違った場合) 正しい訂正の仕方》

- ①全て二重線で消す
- ②押印に使用した印鑑で訂正印を押す
- ③「氏名全て」を太枠線内の余白に記入

山田 一花

山田 一花

山田 一花 山田 太郎

【悪い例】 山田

太郎

←一部の訂正線で消していたり、訂正印が押印と異なると認められません

給付奨学金確認書（申込書）

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の給付を受けるにあたり、インターネットによる奨学金申込の入力内容及び平成 30 年度進学予定者用給付奨学金案内に記載の内容を確認し、機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、本確認書（申込書）を提出します。

私は、奨学金の交付を受けている間、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振が著しい場合や性行不良が認められた場合においては、諸規程の定めにより機構から奨学金の交付が一定期間停止されるか又は廃止され（打ち切られ）、成績不振や性行不良の程度によっては、前回の審査からそれまで交付された奨学金（当年度分）を返還しなければならないことを承知しているとともに、機構から返還請求を受けたときは、諸規程の定めに従い返還することを承知しています。また、適格性の審査は経済状況等についても行われ、機構が定める要件に該当する場合は、奨学金の交付が一定期間停止される又は廃止される場合があることも承知しています。

平成 年 月 日

受付番号  - 1 0 -

※受付番号はスカラネットによる申込入力終了後に発行される番号です。必ず記入してください。

本人	高等学校等名		学科		学年		組		出席番号	
	フリガナ		生年月日	平成	年	月	日	性別	男 ・ 女	
	氏名	住所	〒	-			電話番号	( )		
			印							

本人が未成年者(20歳未満)の場合は必ず記入してください										
親権者（親権者とは、民法で定める親権者のことで通常は両親（いずれかがいないときは一人）が上記本人の奨学金申込に同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。										
親権者又は未成年後見人	本人との続柄	氏名	印	生年月日	昭和・平成	年	月	日		
	住所	(〒 - )		電話番号	(自宅)	( )	(携帯)	( )		
	本人との続柄	氏名	印	生年月日	昭和・平成	年	月	日		
	住所	(〒 - )		電話番号	(自宅)	( )	(携帯)	( )		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。申込後、給付奨学生採用候補者とならなかった場合は、この確認書（申込書）は無効となります。なお、給付奨学生採用候補者とならなかった場合も含め、提出された書類は返却しません。

<< 備考欄 >>
-----------

## 1. 給付奨学金の交付に係る事項

### 【給付奨学金の交付期間】

(1) 給付奨学金の交付の始期は機構が採用を決定したときとし、交付の終期は長期履修課程等の一部の課程を除き、給付奨学生（以下「奨学生」という。）の在学する学校の修業年限の終期とします。ただし、交付の始期は当該年度の4月までを限度として在学する学校に入学した月まで遡ることができます。

### 【誓約書】

(2) 採用が決定された奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに親権者又は未成年後見人（本人が未成年者の場合）と連署、押印した誓約書を提出する必要があります。

(3) 機構が定める期限までに誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに交付された奨学金がある場合には、その全額を機構に返還するものとします。

### 【振込】

(4) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く。）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合（一部を除く。）のいずれかに開設された本人名義の預金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません。）。

(5) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することがあります。

### 【月額の変更】

(6) 採用時、自宅外通学の給付月額を受けていた者が、自宅通学に変わった場合は速やかに「給付月額変更願（届）」の届出が必要です。この届出を怠ると奨学金の交付が廃止されることがあります。また、自宅通学の給付月額を受けていた者が、自宅外通学に変わり給付月額の変更を届け出る場合、自宅外通学を証明する書類を在学学校に提出する必要があります。

(7) 国立の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程において、授業料の全額免除の措置を受けているときは給付月額が減額されますが、授業料の全額免除の措置を受けなくなったときは、当該の月から給付月額を減額前の金額に変更することができます。

### 【奨学金交付中の手続等】

(8) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「給付奨学金継続願」を提出し、継続交付の適格認定を受けなければなりません（最終学年においては「給付奨学金継続願」を提出することなく、当年度の給付奨学生としての適格性について認定を受けなければなりません）。

(9) 奨学生は、機構の指定する期間内に「在籍報告」を行わなければなりません。

(10) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届出をしなければなりません。

ア 休学、復学、転学、編入学、留学又は退学したとき。

イ 本人の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。

ウ 奨学金を辞退するとき。

(11) 奨学生が死亡したとき、相続人は速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。

(12) 機構は在学学校長の適格認定に基づき、奨学生としての適格性が認められると判断した場合、次年度の奨学金の交付が予定されているときはその継続を決定します。

(13) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止又は廃止します。また、奨学金の交付が廃止となった事由の内容、程度によっては、諸規程の定めに基づき、それまでに交付した奨学金のうち前回の適格認定以降交付した奨学金について返還を求めることがあります。（返還の方法等については「2.」参照）

ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。

イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。

ウ 学業成績が著しく不振又は品行が不良となったとき。

エ 機構が求める諸手続（在籍確認、住所変更届等）を怠る等、奨学生として適当でないとき。

オ 家計支持者が住民税非課税でない状態が継続したとき、住民税課税額が一定額を超えたとき又はこれらに相当すると認められたとき。

カ 「給付奨学金継続願」を提出しなかったとき。

キ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。

(14) 奨学金の申込時にインターネットに入力すべき事項、若しくは「給付奨学金確認書（申込書）」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたこと等により不正に奨学生となったことが判明したときは、交付済み奨学金の全額又は一部を指定された期日までに返還するものとします。

(15) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。

(16) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり、在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することがあります。

(17) 奨学生本人と連絡がとれなくなった場合には、親権者又は未成年後見人に本人の連絡先情報を求めることがあります。

## 2. 交付済み奨学金の返還に係る事項

### 【返還の方法】

(1) 適格認定等により奨学金の廃止及び奨学金の返還が決定した後、機構は在学学校長を通じて、又は機構から、当該学生に対し、奨学金の廃止の決定とともに返還すべき金額や返還の方法等について通知します。当該学生は、返還の方法等を定めた書類に署名・押印した上で機構が定める期限までに機構に提出しなければなりません。なお、返還期間、割賦額、返還方法及び延滞した場合の措置等について、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令その他関係規程の定めに従うものとします。

### 【その他手続等】

(2) 本人の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに所定の様式で機構に届け出なければなりません。また、機構が本人から最後に届出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

## 3. 採用されなかった場合等の給付奨学金確認書（申込書）の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は申込後辞退した場合には、この給付奨学金確認書（申込書）は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書（申込書）等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。その他上記以外の取扱いについては、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。

## ご確認ください（申込み前のチェックリスト）

学校へ申込書類を提出する前に、必ず次のチェックリストを確認してから提出しましょう。

### 1. 「給付奨学金確認書（申込書）」チェックリスト

用紙	裏面に約款（給付奨学金案内 14 ページ）が印刷されている	<input type="checkbox"/>
	「給付奨学金確認書（申込書）」以外の様式は使用していない（「確認書兼同意書」等）	<input type="checkbox"/>
ペン	こすると文字が消えるボールペンや鉛筆は使用していない	<input type="checkbox"/>
署名	本人と親権者全員（又は未成年後見人）がそれぞれ自署・押印している	<input type="checkbox"/>
	（訂正があった場合）正しく訂正線・訂正印を記入、押印している ※ 修正方法は、12 ページの「記入例」を参照してください	<input type="checkbox"/>
押印	本人と親権者（又は未成年後見人）がそれぞれ別の印鑑で押印している	<input type="checkbox"/>
	スタンプ印やゴム印は使用していない	<input type="checkbox"/>
	鮮明に押印できている 【悪い例】 印影と印影が重なっている 印影がぶれている 印影の一部が読み取れない 訂正線が重なっている	<input type="checkbox"/>
		
住所	住所を正確に記入している（空欄や「同上」・「本人に同じ」等は認められません）	<input type="checkbox"/>
受付番号	スカラネットによる申込み完了後、パソコンに表示される「受付番号」を漏れなく記載している	<input type="checkbox"/>

### 2. 申込書類チェックリスト

① 家計支持者が住民税非課税である	
（父母がいる場合）父母両方の証明書類を用意した	<input type="checkbox"/>
個人番号（マイナンバー）が記載されていない証明書類を用意した	<input type="checkbox"/>
住民税（非）課税証明書は「平成 29 年度（平成 28 年分）」のものである	<input type="checkbox"/>
住民税（非）課税証明書の「所得割額」に「0 円」と記載がある	<input type="checkbox"/>
② 家計支持者が生活保護受給中である	
生活保護受給証明書（生活保護決定（変更）通知書）は 3 か月以内の発効日が記載されている	<input type="checkbox"/>
③ 社会的養護を必要とする人	
給付奨学金案内 8～9 ページを参考に必要な書類を用意した	<input type="checkbox"/>

### 3. スカラネットによる申込みチェックリスト（貸与型奨学金と併用希望する場合）

① 申込入力前	
「平成 30 年度入学者用 奨学金案内（国内予約用）」を確認の上、スカラネット入力下書き用紙に記入した	<input type="checkbox"/>
スカラネット入力下書き用紙をコピーして 2 枚用意した ※ 給付奨学金と貸与型奨学金の両方の申込書類とそれぞれ一緒に提出する	<input type="checkbox"/>
② 申込入力～入力後	
スカラネット入力下書き用紙に記入したとおり、入力した	<input type="checkbox"/>
申込入力完了後にパソコンに表示される「受付番号」を、スカラネット下書き入力用紙と「給付奨学金確認書（申込書）」に漏れなく記載した	<input type="checkbox"/>

